



芽室町結婚新生活支援事業



結婚に伴う
新生活を応援！

芽室町内に在住の新婚世帯に対して、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、新生活に係る住宅費用等の一部を補助金として交付します！お気軽にお問合せください！

申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

対象

以下の要件をすべて満たす人

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻した世帯
- ・婚姻日に夫婦の双方が39歳以下である
- ・夫婦の直近の合計所得が500万円未満である

※奨学金を返還している場合は年間の返還額分を控除できます

- ・申請時に夫婦の双方が芽室町民である

※職務上等やむを得ない場合は夫婦の一方の住民登録でも可

- ・町税等の滞納がない

※転入前の市町村に係る税金の滞納も含む

- ・暴力団員やその関係者ではない

補助上限額

- ・60万円（夫婦ともに29歳以下の世帯）
- ・30万円（夫婦ともにまたは一方が30歳から39歳以下の世帯）

対象経費



- ・住宅購入費用
- ・住宅リフォーム費用（外構費用、家電購入費用は除く）
- ・賃貸住宅の家賃・共益費
- ・賃貸住宅契約時費用（敷金・礼金・仲介手数料のみ）
- ・引越費用（業者利用時のみ）

対象経費の支払期間

令和7年4月1日から令和8年3月10日まで

※申請時または補助金支払前に、対象経費を期間内に支払いをしたことがわかる書類（領収書など）を確認します。

問合わせ先

芽室町政策推進課政策調整係

TEL 0155-62-9721

Mail k-kikaku@memuro.net

